

議案第58号

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険税条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書等を提出することが困難であると市長が認めた場合は、市長が定める日までに申請書等を提出するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

令和2年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の影響など災害その他やむを得ない事情により、国民健康保険税の減免申請書等を提出期限までに提出することが困難な者について、減免申請書等の提出期限の特例を定めたいので、この案を提出するものである。